

議案第139号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年（2021年）12月8日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第27条第6項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

附則第40項から第42項までを削る。

別表第7中備考以外の部分を次のように改める。

別表第7（第27条関係）

日額報酬表

職種区分	報酬日額
事務員及び司書補助	6,790円
運動指導員	7,010円
保育補助員及び介助員	7,220円
手話通訳者	7,970円
幼稚園教諭、保育士、養護教諭、訪問指導補助員、放課後児童支援員及び司書	7,970円
栄養士	7,220円
管理栄養士及び介護福祉士	7,970円
准看護師	8,780円
看護師、歯科衛生士、言語聴覚士、作業療法士、理学療養士及び臨床心理士	9,320円
保健師	9,750円

看護専任教員補助	11,810円
看護専任教員	12,540円
軽作業員	6,790円
調理補助員	6,860円
調理員	7,010円
重作業員	7,220円
運転手	7,760円
清掃車両運転手	8,350円
清掃作業員及び火葬作業員	10,000円

別表第7備考1中「200円」を「100円」に、「400円」を「250円」に、「600円」を「500円」に、「800円」を「750円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第139号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 前項の期末手当の額は、基準日前6月以内の期間における第1項又は第2項の規定による報酬の額の合計額に係る1月当たりの平均額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額を超えない範囲内で規則で定める額とする。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>附 則</p> <p>40 <u>令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間、日額で報酬を定める会計年度任用職員のうち、特定勤務時間職員以外の職員に係る報酬の額は、第27条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による報酬の額に800円を加算した額を日額とする。</u></p> <p>41 <u>令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間、日額で報酬を定める会計年度任用職員のうち、特定勤務時間職員に係る期末手当の額は、第27条第6項の規定にかかわらず、同条第1項の規定による報酬の額の31日分に相当する額を超えない範囲内で規則で定める額とする。</u></p> <p>42 <u>令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間、日額で報酬を定める会計年度任用職員のうち、特定勤務時間職員以外の職員及び時間額で報酬を定める会計年度任用職員に係る期末手当については、第27条第5項及び第6項の規定にかかわらず、これを支給しない。</u></p> <p>別表第7(第27条関係)</p> <p>日額報酬表</p> <p>【別記 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 勤務日の属する年度の前年度の末日において同一職種での本市での勤務経験年数が2年を超え4年以下の者は日額に<u>200円</u>を、4年を超え6年以下の者は日額に<u>400円</u>を、6年を超え8年以下の者は日額に<u>600円</u>を、8年を超え10年以下の者は</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 前項の期末手当の額は、基準日前6月以内の期間における第1項又は第2項の規定による報酬の額の合計額に係る1月当たりの平均額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額を超えない範囲内で規則で定める額とする。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>附 則</p> <p>別表第7(第27条関係)</p> <p>日額報酬表</p> <p>【別記 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 勤務日の属する年度の前年度の末日において同一職種での本市での勤務経験年数が2年を超え4年以下の者は日額に<u>100円</u>を、4年を超え6年以下の者は日額に<u>250円</u>を、6年を超え8年以下の者は日額に<u>500円</u>を、8年を超え10年以下の者は</p>

日額に800円を、10年を超え12年以下の者は日額に1,000円を、12年を超える者は日額に1,200円を加算した額を日額とする。ただし、本文の規定により難い場合における勤務経験年数の区分及び日額に係る加算額は、別に任命権者が定める。

2・3 (略)

日額に750円を、10年を超え12年以下の者は日額に1,000円を、12年を超える者は日額に1,200円を加算した額を日額とする。ただし、本文の規定により難い場合における勤務経験年数の区分及び日額に係る加算額は、別に任命権者が定める。

2・3 (略)

【別記】

(現行)

職種区分	報酬日額
事務員及び司書補助	6,510円
運動指導員	6,720円
保育補助員及び介助員	6,920円
手話通訳者	7,680円
幼稚園教諭、保育士、養護教諭、訪問指導補助員、放課後児童支援員及び司書	7,640円
栄養士	6,920円
管理栄養士及び介護福祉士	7,640円
准看護師	8,420円
看護師、歯科衛生士、言語聴覚士、作業療法士、理学療養士及び臨床心理士	8,940円
保健師	9,350円
看護専任教員補助	11,330円
看護専任教員	12,020円
軽作業員	6,510円
調理補助員	6,510円
調理員	6,720円
重作業員	6,920円
運転手	7,440円
清掃車両運転手	8,010円
清掃作業員及び火葬作業員	10,000円

(改正案)

職種区分	報酬日額
事務員及び司書補助	6,790円
運動指導員	7,010円
保育補助員及び介助員	7,220円
手話通訳者	7,970円
幼稚園教諭、保育士、養護教諭、訪問指導補助員、放課後児童支援員及び司書	7,970円
栄養士	7,220円
管理栄養士及び介護福祉士	7,970円
准看護師	8,780円

<u>看護師、歯科衛生士、言語聴覚士、作業療法士、理学療養士及び臨床心理士</u>	<u>9,320円</u>
<u>保健師</u>	<u>9,750円</u>
<u>看護専任教員補助</u>	<u>11,810円</u>
<u>看護専任教員</u>	<u>12,540円</u>
<u>軽作業員</u>	<u>6,790円</u>
<u>調理補助員</u>	<u>6,860円</u>
<u>調理員</u>	<u>7,010円</u>
<u>重作業員</u>	<u>7,220円</u>
<u>運転手</u>	<u>7,760円</u>
<u>清掃車両運転手</u>	<u>8,350円</u>
<u>清掃作業員及び火葬作業員</u>	<u>10,000円</u>